

退学・再入学の要項

退学

- ① 文学部事務室にて「退学願」を受け取り、事務職員との面談を受ける。
- ② 「退学願」に必要事項を記入する。
- ③ 演習担当者または指導教員と相談し、「退学願」に押印していただく。
- ④ 「退学願」を文学部事務室に提出し、事務職員との面談を受ける。学生証を返却する。
- ⑤ 教授会または研究科委員会で承認後、退学許可通知・手続き書類が郵送される。

- ◆病気・家庭の事情及びその他の理由により退学しようとする場合は、所定の退学願を文学部長または文学研究科委員長に提出して許可を得なければならない。
- ◆退学の日付は、学費既納者については退学が認められた日とし、学費未納者については学費納入済みの学年または学期の末日とする。

再入学

- ① 文学部事務室にて「再入学願」を受け取り、事務職員との面談を受ける。
- ② 「再入学願」に必要事項を記入する。
- ③ 演習担当者または指導教員と相談し、「再入学願」に押印していただく。
- ④ 再入学しようとする学期の開始の日から 1カ月前までに「再入学願」を文学部事務室に提出する。
- ⑤ 副学部長と面談をする（学部のみ）。
- ⑥ 教授会または研究科委員会で承認後、再入学許可通知・手続き書類が郵送される。
- ⑦ 再入学許可後、所定の期間内に学費を納入する。

- ◆再入学しようとする場合は、所定の再入学願を、再入学しようとする学期の開始の日から 1カ月前までに文学部長または文学研究科委員長に提出しなければならない。
- ◆退学者または除籍者が再入学を願い出たときは、教授会または研究科委員会の議を経て許可することがある。ただし、再入学は退学または除籍の日より5年以内（大学院生の場合、前期課程では2年以内、後期課程では3年以内）に手続きを完了することを要件とする。
- ◆再入学を許可された者は、再入学する学期の学費を納入しなければならない。ただし、その学費は再入学する学年度の学生と同額とする。なお、退学者にして再入学を許可された者は入学金を免除されるが、除籍者にして再入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。
- ◆再入学を許可された者は、学費納付規程第2条の学費を再入学許可後2週間以内に納入しなければならない。なお、入学許可日から再入学しようとする学期の始まる日までに2週間の期間がない場合は、再入学しようとする学期の始まる日の前日までに学費を納入しなければならない。